令和8年
「年末の交通事故防止運動」推進要綱

目　　的

この運動は、年末にかけて交通事故が多発する傾向にあることから、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期　　間

令和8年12月1日(火)から12月31日(木)までの1か月間

運動の重点

○　自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底及びヘルメット着用の促進
○　夜間の交通事故防止及び飲酒運転の根絶

スローガン

○　ヘルメット　命のお守り　忘れずに
　　令和8年使用　「交通安全年間スローガン」（内閣府特命担当大臣賞）
○　その酒は　事故を呼び込む　さそい水
　　令和8年使用　「交通安全年間スローガン」（全日本交通安全協会会長賞）

運動の進め方

年末にかけて、自転車乗用中及び飲酒運転による交通事故が増加傾向にあることから、府民一人ひとりが交通ルールを守り、安全な交通行動を実践し、交通事故の防止に寄与するよう効果的に運動を展開する。

○　ポスター、スポット放送、ホームページ、SNS等を活用した効果的な広報啓発活動を行う。
○　市(区)町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する。

12月の府内一斉交通安全指導日等

12月8日(火)	ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
12月15日(火)	近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 高齢者交通事故ゼロの日 シートベルト着用徹底の日
12月21日(月)	めいわく駐車・放置自転車追放デー ノーマイカーデー

自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底及びヘルメット着用の促進

大阪府内における過去5年間の交通事故死者・重傷者数を状態別で見ると、自転車乗用中が最も多く、全体の35．7%を占めている一方、原因別で見ると、自転車乗用中の交通事故による自転車側の死者・重傷者の約8割の方に何らかの交通違反が認められる状況にある。

また、本年4月1日には改正道路交通法が施行され、自転車の交通違反に対して交通反則通告制度（青切符）が導入されているが、同制度について広く認知はされているものの、違反行為・ルールの理解には依然として課題があることから継続した広報啓発活動を実施する必要がある。

次に、自転車ヘルメットの着用について、本年6月の着用率調査では、大阪府は9.5%と昨年より2．3%増加しているものの、3年連続全国ワーストという結果であった。

このような状況を踏まえ、府民に対して、自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底及びヘルメットの着用の促進に向けた更なる広報啓発を行う必要がある。

◆　推進機関・団体での推進項目

○　本年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されたことを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と理解・遵守の徹底を促す取組の推進

○　信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗りの禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と理解・遵守の徹底に向けた広報啓発の推進

○　運転中のスマートフォン等の通話や画面注視等（いわゆる「ながらスマホ」）の危険性に関する広報啓発の推進

○　傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底

○　自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルールの理解・遵守の呼び掛け等の推進

○　自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及び被害軽減効果に関する理解の促進

◆　広報・実践促進事項

●　自転車に乗るときは

○　大人もこどもも乗車用ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

○　自転車は原則、車道の左側端に寄って通行しましょう。

○　車両などに追い越される際は、出来る限り道路の左端を通行しましょう。

○　歩道は歩行者が優先です。自転車の歩道通行が認められている場合でも、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しましょう。

○　信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全確認を徹底しましょう。

○　運転中のスマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。

○　夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。

○　未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトを着用しましょう。

○　未就学児2人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。

○　自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

●　地域・職場では

○　地域交通安全活動推進委員、高齢者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

○　事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、自転車を利用する従業員に対して交通ルールを遵守するよう指導を徹底し、乗車用ヘルメットの着用を促進しましょう。
○　フードデリバリー関係事業者等は、自転車配達員を対象に交通ルール遵守についての指導を徹底し、乗車用ヘルメットの着用を促進しましょう。
○　自転車の販売事業者やシェアリング事業者等は、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条令」に基づき、購入者や利用者に対する年齢確認や交通ルールの周知等の交通安全対策を徹底しましょう。

● 家庭では
○　自転車の正しい乗り方について話し合い、交通ルールを守りましょう。
○　自転車運転中の「ながらスマホ」の危険性について家族で話し合いましょう。
○　自転車に反射材用品等を取り付け、夜間の交通事故防止に努めましょう。
○　万一の交通事故に備え、自転車を利用する際は乗車用ヘルメットを着用しましょう。
○　自転車乗用中の交通事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
○　自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。
○　自転車ヘルメットの重要性について家族で話し合いましょう。

夜間の交通事故防止及び飲酒運転の根絶

例年、年末にかけて交通事故発生件数は増加傾向にあり、令和7年中においても年末にかけて交通事故発生件数が増加している。特に、令和7年中の夜間帯における交通事故発生件数は、12月が他の月と比較して大幅に増加しており、死者数こそ減少しているものの、重傷者数は大幅に増加している現状にあることから、夜間帯における交通事故防止に注力する必要がある。

次に、飲酒運転について、自転車も令和6年11月1日に改正道路交通法が施行され、酒気帯び運転及びその幇助行為(酒類提供、車両提供、同乗)に対して新たに罰則が整備されているほか、令和8年7月21日には、酒酔い運転に、数値基準が新設されている。

しかし、飲酒運転による交通事故は未だに後を絶たず、令和7年中及び令和8年8月末時点における飲酒運転による交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、令和7年中の月別件数を比較すると、12月は飲酒運転による交通事故死者・重傷者が増加している。

このような状況を踏まえ、飲酒の機会が増える年末の時期を捉えて、「飲酒運転は犯罪」という意識を府民に浸透させ、飲酒運転を根絶させる広報啓発が必要である。

◆　推進機関・団体での推進項目

○　夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の推進
○　夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
○　酒酔い運転に、呼気中アルコール濃度0.5㎎/L以上(血中アルコール濃度1.0㎎/mL以上)の数値基準(自転車を含む)が新設されたことに関する周知の徹底
○　令和6年11月の改正道路交通法施行により、自転車の酒気帯び運転やその幇助行為(酒類提供・車両提供・同乗)に対して新たな罰則が整備されたことを周知する広報啓発の推進
○　自転車や特定小型原動機付自転車を含め、「飲酒運転は犯罪」という意識醸成に向けた広報啓発の推進
○　地域、職場等における飲酒運転根絶への取組の推進及び交通事故被害者等の声を反映した広報啓発等を通じた「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境の醸成
○　飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
○　飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
○　自動車運送事業者等による運転前後のアルコール検知器の使用や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

◆　広報・実践促進事項

●　自転車を含む車両の運転者は
○　夜間帯は適切にハイビームを活用しましょう。
○　横断歩道等では減速し、停止可能な速度で進行しましょう。
○　「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底しましょう。
○　自転車や特定小型原動機付自転車も含め飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。

●　地域・職場では
○　自治会、こども会、老人クラブ等において、夜間の交通事故発生状況に周知し、こどもや高齢者等の歩行者が交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。
○　地域や職場で開催する会合・各種行事において、アルコールが運転に及ぼす影響や、自転車を含めた飲酒運転に関する罰則について周知するなど、地域や職場ぐるみでの取組を実施しましょう。
○　自転車を含め、飲酒運転をするおそれのある人にお酒を勧めたり、車を貸すこと、飲酒運転の車に乗せてもらうことが犯罪であることを周知しましょう。

○　事業者や安全運転管理者等は、従業員に対し、飲酒運転の危険性等について教育し、安全運転を徹底させましょう。
○　同僚、友人や隣人同士などがお互いに飲酒運転防止を呼び掛けましょう。

● **家庭では**
○　自転車の酒気帯び運転やその幇助行為である酒類提供、車両提供、同乗も罰則の対象であることを周知しましょう。
○　飲酒運転により、自分や家族の将来に甚大な影響を及ぼす結果について話し合いましょう。
○　飲酒した家族等が車両を運転することのないようお互いに注意しましょう。
○　「飲酒運転はしない・させない・許さない」を合言葉のもと、お互いに注意し合いましょう。

大阪府内における交通事故発生状況（令和８年　年末の交通事故防止運動）

◆　自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底及びヘルメット着用の促進

○　自転車乗用中の交通事故発生状況（令和８年８月末）

区分＼年	令和8年	令和7年	前年対比
件数	5,399	5,616	-217
死者数	15	15	±0
負傷者数	5,189	5,435	-246
うち重傷者数	720	689	+31



※　件数は関連件数（1当又は2当）、死者数、負傷者数は自転車自身の死傷者数を計上

○　自転車乗用中の交通事故発生状況（令和7年中）

区分＼年	令和７年	令和６年	前年対比	
				増減率
件数	8,770	8,641	+129	1.5%
死者数	25	34	-9	-26.5%
負傷者数	8,469	8,367	+102	1.2%
重傷者数	1,114	1,076	+38	3.5%

※　件数は関連件数（1当又は2当）、死者数、負傷者数は自転車自身の死傷者数を計上

○　自転車乗用中の原因別死者・重傷者数（令和7年中）

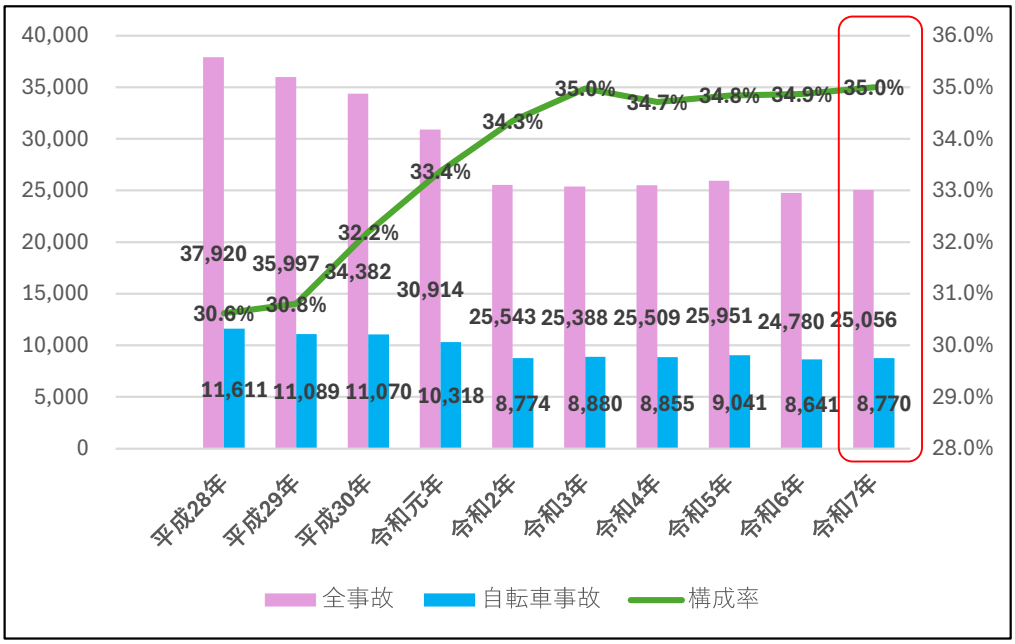
違反＼令和7年	死者数	重傷者数	死重傷者構成率	
信号無視	3	43	4.1%	81.2%
一時不停止	3	88	8.0%	
交差点安全進行	4	47	4.5%	
ハンドル・ブレーキ操作	2	6	0.7%	
前方不注意	0	7	0.6%	
動静不注視	1	176	15.6%	
安全不確認	4	476	42.4%	
その他の違反	5	53	5.1%	
違反なし・調査不能	2	211	18.8%	
合計	24	1,107	100.0%	

※　自転車乗用中の死傷者数を計上

大阪府内における交通事故発生状況（令和８年　年末の交通事故防止運動）

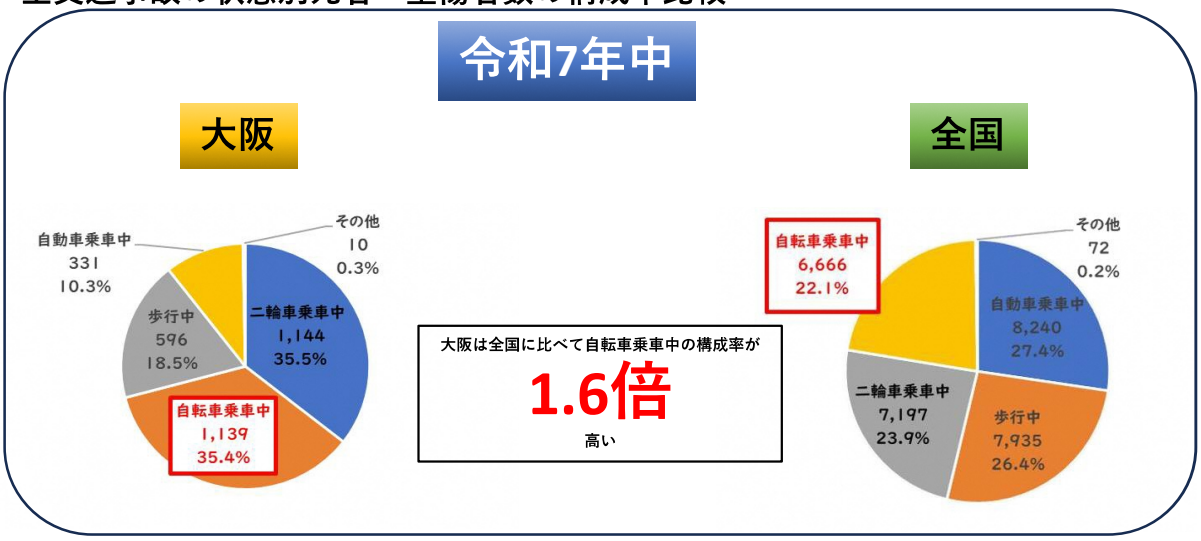
◆　自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底及びヘルメット着用の促進

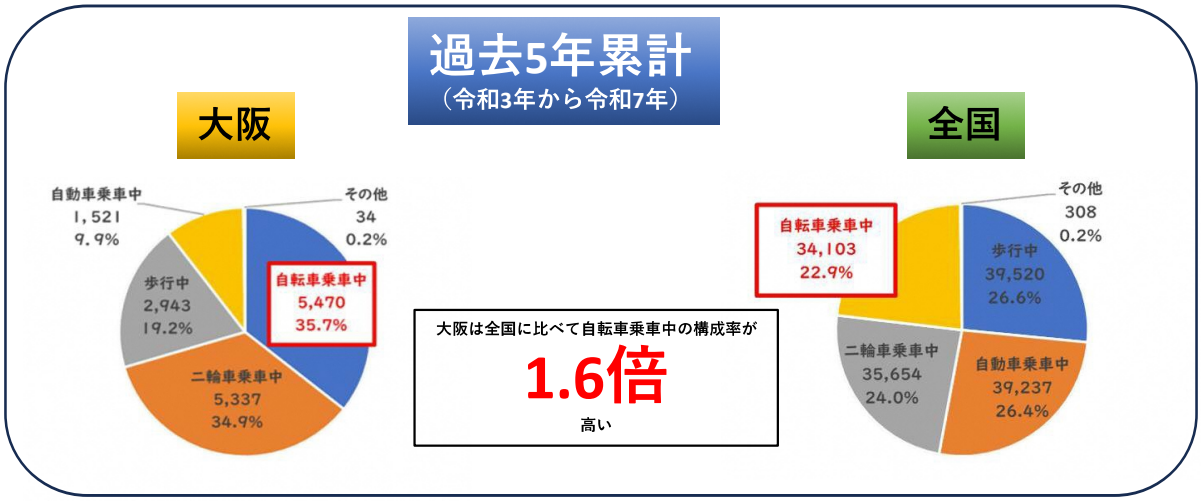
○　全交通事故件数に占める自転車関連事故件数の構成率（過去10年）



※　件数は自転車が関連（第1当事者又は第2当事者）した件数を計上。構成率は全事故に占める割合を示す。

○　全交通事故の状態別死者・重傷者数の構成率比較





大阪府内における交通事故発生状況（令和８年　年末の交通事故防止運動）

◆　自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底及びヘルメット着用の促進

○　自転車乗用中の交通事故死者・重傷者のヘルメット着用状況（令和７年中）

	令和7年				令和6年				前年対比			
着用状況	死者数	重傷者数	死者重傷者数	死者重傷者数構成率	死者数	重傷者数	死者重傷者数	死者重傷者数構成率	死者数	重傷者数	死者重傷者数	死者重傷者数構成率
着用	2	80	82	7.2%	2	59	61	5.5%	±0	+21	+21	+1.7%
非着用	23	984	1,007	88.4%	32	983	1,015	91.4%	−9	+1	−8	−3.0%
不明	0	50	50	4.4%	0	34	34	3.1%	±0	+16	+16	+1.3%
合計	25	1,114	1,139	100.0%	34	1,076	1,110	100.0%	−9	+38	+29	

※　件数は自転車が関連（第1当事者又は第2当事者）した件数を計上。構成率は全事故に占める割合を示す。

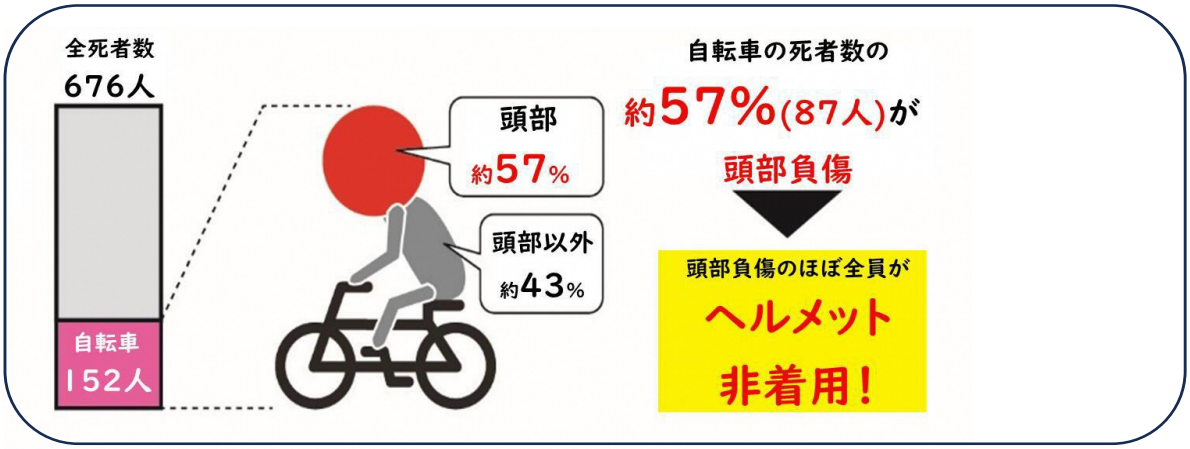
○　大阪府の自転車乗用中のヘルメット着用率（令和５年から令和８年）

	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
着用率	4.2%	5.5%	7.2%	9.5%
順位	44位	47位	47位	47位

○　ヘルメット着用状況別の致死率（令和３年から令和７年累計）



○　自転車乗用中における交通事故死者のヘルメット着用状況（令和３年から令和７年累計）



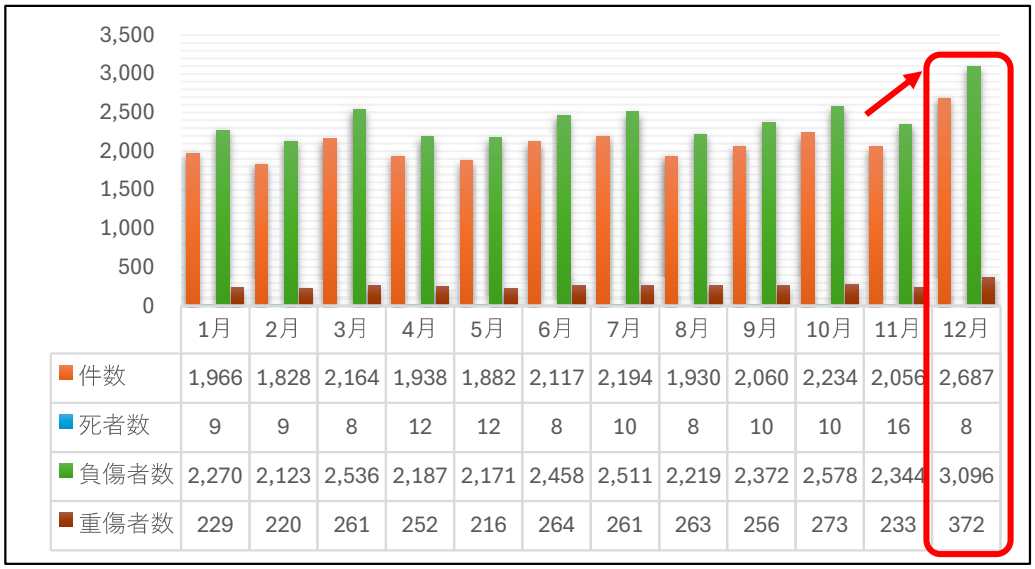
大阪府内における交通事故発生状況（令和８年　年末の交通事故防止運動）

◆　夜間の交通事故防止及び飲酒運転の根絶

○　時間帯別交通事故発生状況（令和８年８月中）

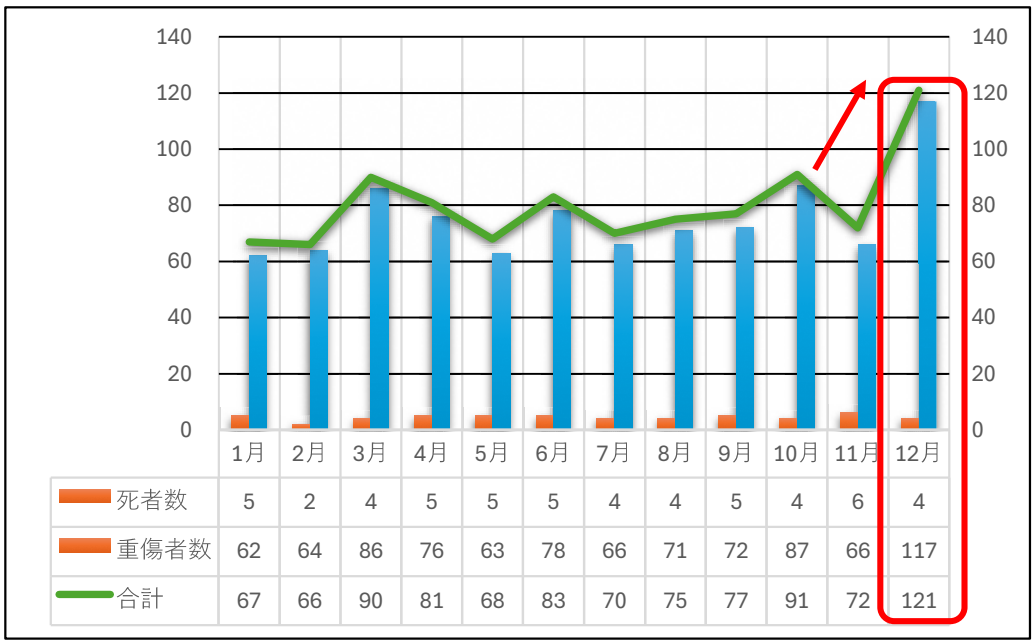
年 / 時間	令和8年 死者数	令和8年 重傷者数	令和7年 死者数	令和7年 重傷者数	前年比 死者数	前年比 重傷者数
昼間（６時～18時）	31	1343	42	1400	-11	-57
夜間（18時～６時）	38	550	34	566	+4	-16
合計	69	1893	76	1966	-7	-73

○　月別交通事故発生状況（令和７年中）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	1,966	1,828	2,164	1,938	1,882	2,117	2,194	1,930	2,060	2,234	2,056	2,687
死者数	9	9	8	12	12	8	10	8	10	10	16	8
負傷者数	2,270	2,123	2,536	2,187	2,171	2,458	2,511	2,219	2,372	2,578	2,344	3,096
重傷者数	229	220	261	252	216	264	261	263	256	273	233	372

○　夜間の月別交通事故発生状況（令和７年中）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
死者数	5	2	4	5	5	5	4	4	5	4	6	4
重傷者数	62	64	86	76	63	78	66	71	72	87	66	117
合計	67	66	90	81	68	83	70	75	77	91	72	121

※　夜間は、午後6時から午前6時までに発生した事故件数を計上。

大阪府内における交通事故発生状況（令和８年　年末の交通事故防止運動）

◆　夜間の交通事故防止及び飲酒運転の根絶

○　令和８年８月末の飲酒運転による交通事故発生状況

区分＼年	令和８年	令和７年	前年対比	
				増減率
件数	85	96	-11	-11.5%
死者数	3	3	±0	0.0%
負傷者数	102	123	-21	-17.1%
重傷者数	16	24	-8	-33.3%

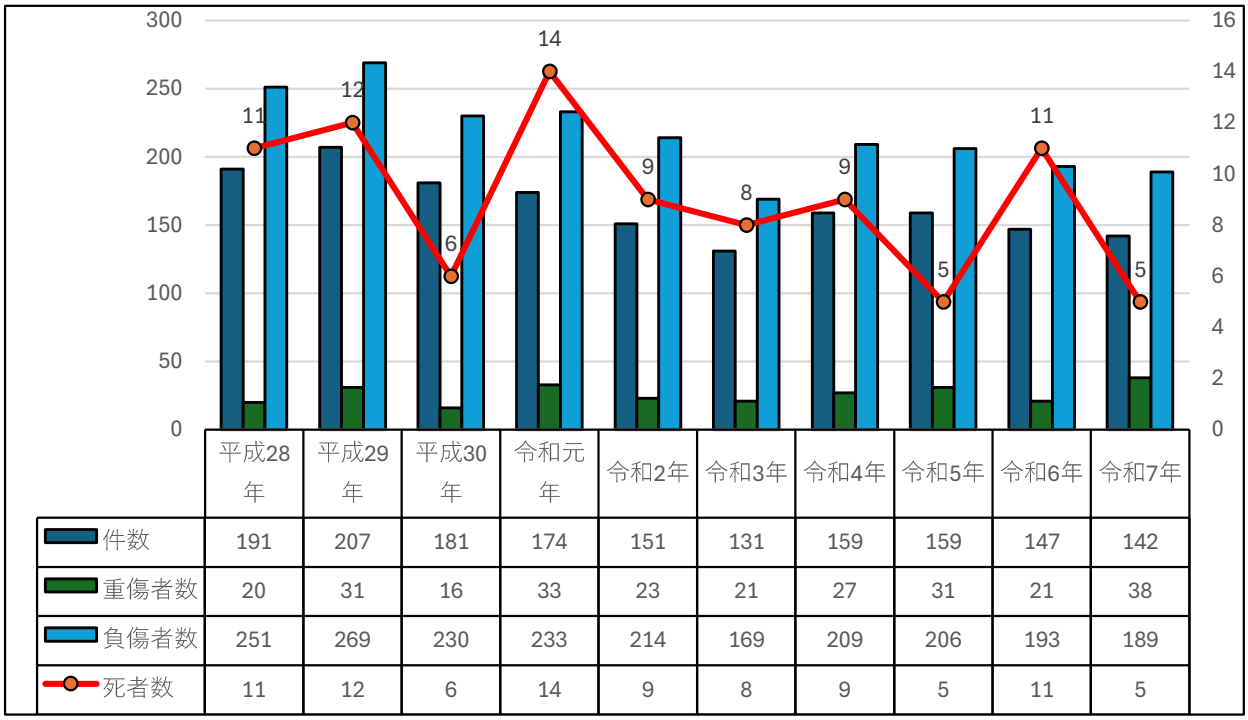
※　１当原付以上飲酒ありの件数とその事故により生じた死傷者数を計上

○　令和7年中の飲酒運転による交通事故発生状況

区分＼年	令和７年	令和６年	前年対比	
				増減率
件数	142	147	-5	-3.4%
死者数	5	11	-6	-54.5%
負傷者数	189	193	-4	-2.1%
重傷者数	38	21	+17	81.0%

※　夜間は、午後6時から午前6時までに発生した事故件数。

○　過去10年間の飲酒運転による交通事故発生状況

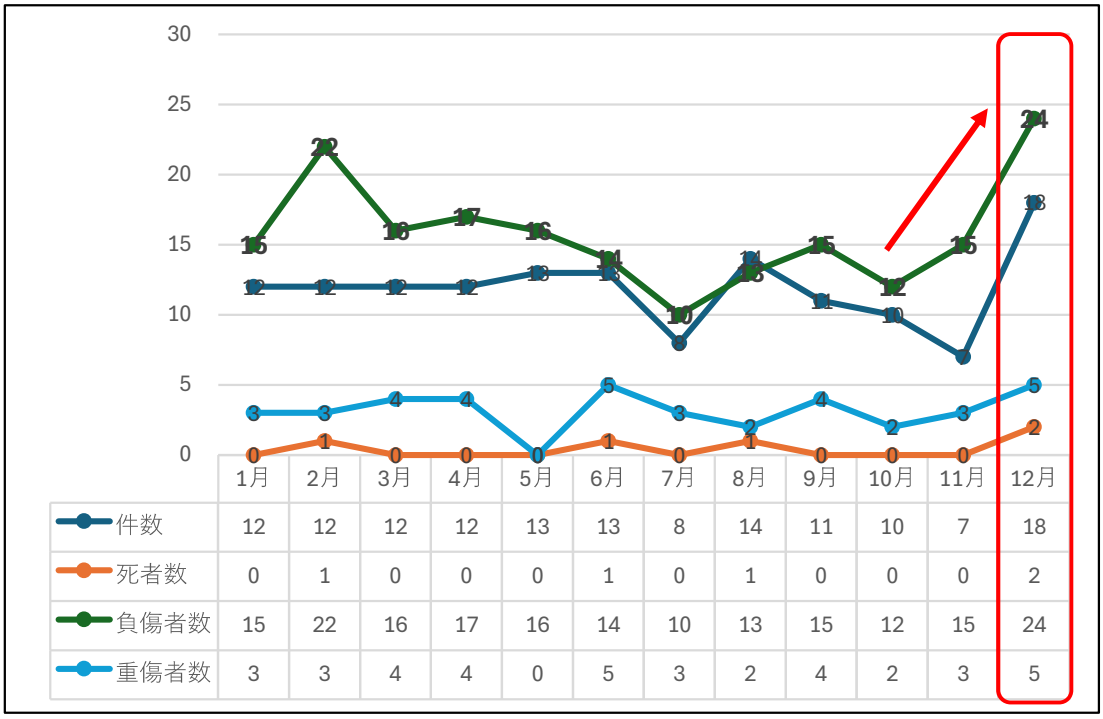


	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
件数	191	207	181	174	151	131	159	159	147	142
重傷者数	20	31	16	33	23	21	27	31	21	38
負傷者数	251	269	230	233	214	169	209	206	193	189
死者数	11	12	6	14	9	8	9	5	11	5

大阪府内における交通事故発生状況（令和８年　年末の交通事故防止運動）

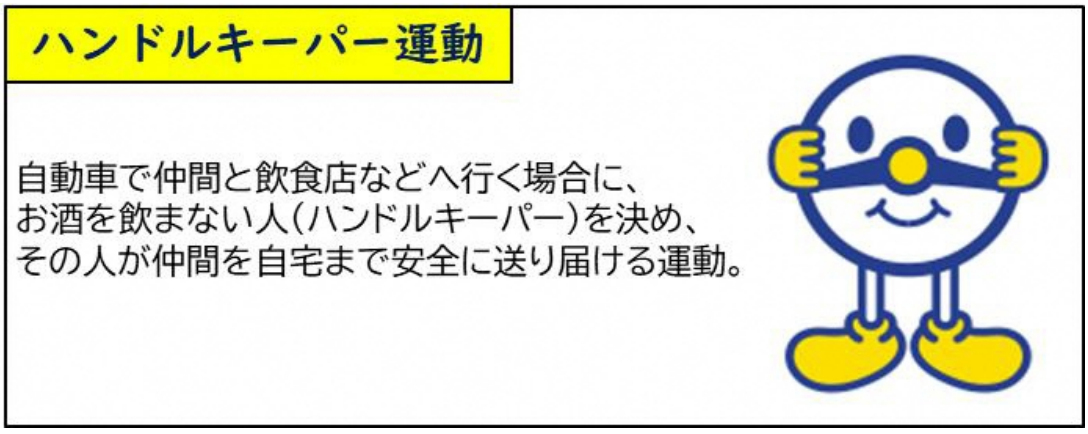
◆　夜間の交通事故防止及び飲酒運転の根絶

○　月別の飲酒運転による交通事故発生状況（令和7年中）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	12	12	12	12	13	13	8	14	11	10	7	18
死者数	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
負傷者数	15	22	16	17	16	14	10	13	15	12	15	24
重傷者数	3	3	4	4	0	5	3	2	4	2	3	5

※　１当原付以上飲酒ありの全事故件数を計上



大阪府交通対策協議会